

五、可決されたる歳末庄の如し。

1. 職工規則改悪条項削除の件

「理由」陸軍当局は、昨年八月職工規則改正に当り遅刻早退の時間計算、休日取扱、病氣解備、罰則等に亘り改悪した。吾等は時代に逆行する是等改悪条項の削除を要求する

2. 共済組合年金制獲得の件

「要旨」政府は昭和八年度より、陸軍共済組合年金制実施の爲め、所要経費四十五萬圓を予算に計上すべし。

年金要項

- A. 年金制実施当時既脱退一時金に重き五割を、脱退一時金の最低率を倍五分とする事
- B. 年金年限は二十年とすること
- C. 痼疾年金及同一時金は、現行に幾分増加の程度に止むること
- D. 年金実施に伴ひ掛金増加は十介の二十五とすること
- E. 造兵廠定期職工扶助金は大正九年以降二十五年間有効

とすること。

「理由」官業共済組合にして年金制を實施せざるは陸軍共済組合のみである。而るに官業時働者全敵には大正九年勅令八号に依つて、年金制の恩典が約束されてゐる。政府が、軍々陸軍共済組合年金制の實施を拒否するは我等の断じて首肯し得ざる所である。依つて本年は是非とを貫徹を期するものである。

3. 陸軍特務休日給制実施の件

「要旨」陸軍特務、新年宴會、春秋靖國神社祭を有給にせられし。

4. 東京工廠移転に依る失業反対の件

「理由」東京工廠小倉移転を進展し、遷りざる時期に実行せらる。我等は之に依つて失業者の生ずることば絶対反対す。

5. 社会大衆地味持の件

「要旨」反資本主義主体勢力が最後の集結として、軍